

燃料給油について

Vr. 07. 01

原則として、『慣熟走行中』『予選中』『決勝中』の給油を禁止する。

やむをえず給油する場合には、以下の項目を厳守する事。

- ① 事前に担当オフィシャルに申し(口頭でよい)、許可を得て、給油作業場所の指示を受ける事。
- ② 給油場所がピット裏の場合、ピットインした車両は自分のピット内を通過してピット裏に移動する事。これ以外の経路からのピット裏への移動を禁止する。ピット裏の制限速度を20Km/hとする。
- ③ 給油容器は一般市販の携行缶類とし、給油ホースを含む給油容器の一切の加工を禁止する。特に給油口や空気抜き穴を追加・拡大したり、容器内部を加圧する等、給油速度が速くなる様加工・行為は厳重に禁止する。また、複数の給油容器から同時に給油する事を禁止する。
給油容器は消防法に適合した鉄缶製、容量20ℓ以下の物を強く推奨する。
- ④ 給油中は、付近を火気厳禁とし、エンジン停止、ドライバーは降車する事。
給油場所が平坦でない事があるので、サイドブレーキ、タイヤ止めを必ず行う事。
給油中は、車体と近くの構造物との間にアースをとる事。
給油中は、消火器を持った消化要員を、側近に待機させる事が望ましい。(何名でもよい)
給油要員と消化要員は、下記の着用を義務付ける。
 - ・ フルフェイスタイプのヘルメット(FIA公認品)→バイザーを閉めて作業する事給油要員と消化要員は、下記の着用をする事が望ましい。
 - ・ 耐火レーシングスーツ(FIA公認品)
 - ・ 耐火レーシンググローブ(FIA公認品)
 - ・ 耐火レーシングシューズ(FIA公認品)給油中は、給油作業以外の整備作業等を全面的に禁止する。また、給油要員と消化要員以外のピットクルーは、車両から離れて監視し、回りのギャラリ一等の安全にも十分注意を払う事。
燃料がこぼれた場合は、これを完全に拭取った時点で、給油完了とする。
- ⑤ 給油のためのピットイン時、給油作業場所においてもドライバー交代をする事ができる。
給油のためのピットインも、ピットイン義務回数の1回として数えることができる。
- ⑥ 上記の各項目に違反した場合は、違反の重要度により、以下のうちいずれかの罰則を適用する。
 - ・ ペナルティーストップ30秒
 - ・ 最終周回数から1周減算
 - ・ 失格(当該ヒート無効)